

訴 状

2016年12月27日

奈良地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

弁護士 山下 悠太

放送法等遵守義務確認請求事件

当事者の表示

別紙「当事者目録」の通り

請求の趣旨

- 1 被告は、原告らに対し、ニュース報道番組において放送法第4条を遵守して放送する義務があることを確認する。
 - 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決を求める。

予備的請求の趣旨

- 1 被告は、原告らに対し、ニュース報道番組において自ら定めた「国内番組基準」を遵守して放送する義務があることを確認する。
 - 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告1ないし原告27は、被告日本放送協会（以下「被告NHK」という。）と放送受信契約を締結し、放送受信料を支払っている者である。
原告28ないし原告37は、同一世帯の家族が被告NHKと放送受信契約を締結し、放送受信料を支払っている者である。
- 2 被告NHKは、国営放送、民間放送と区別して受信料で維持できる公共放送機関として設立された特殊法人である。

第2 被告NHKは放送法及び「国内番組基準」を遵守した放送を視聴者に対して放送する義務があること

- 1 放送法（以下「法」という。）は、法第64条第1項で、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」と定め、契約締結自由の原則を制限している。
- 2 その制限の代わりに、法第81条は「協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、第4条第1項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない」と規定して、被告NHKに法第4条第1項の順守義務を課している。そして、法第4条第1項は、「放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
 - 二 政治的に公平であること。
 - 三 報道は事実をまげないですること。
 - 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」と定めている。
- 3 さらに、法第5条は、「放送事業者は、放送番組の種別（教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。）及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない」と定めている。
- この規定を受けて、被告NHKは、国内番組基準（甲1号証）を作成している。その「第1章 放送番組一般の基準」の「第4項 政治・経済」において、「政治上の諸問題は、公正に取り扱う。」と定め、「第5項 論争・裁判」において、「意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公平に取り扱う。」と法第4条1項4号とほぼ同じ内容をNHKが自ら定めているのである。

第3 被告NHKの放送法第4条等の違反の事実

- 1 梶井勝人氏がNHK会長に就任した平成26年1月25日、「政府が右を向けという時に、NHKが左を向くというわけにはいかない」、「戦時慰安婦はどここの国にもあった」、「秘密保護法は通ってしまったのでいまさら言っても仕方がない」などと発言し、平成28年4月にも熊本地震に際し梶井会長は「原発については、住民の不安をいたずらにかきたてないよう、公式発表をベースに伝えることを続けてほしい」等と発言することにより、報道現場に直接、又は間接に委縮効果をもたらす発言を繰り返している。
- 2 NHKの最近のニュース報道番組においては、安倍首相を必要以上に持ちあげ、政権の政策をことさら強調し、NHKに求められている様々な角度から論点を明らかにし、事実を多角的に伝えるという報道の基本が蔑ろにされており、NHKは「もはやアベチャンネルである」とまで揶揄されている。
- 3 NHKは、戦前、「大本営発表」の道具にされ、戦争に加担した経緯がある。この苦い経験から、NHKは、「公共放送」として発足したのであり、このまま放置するとニュース報道番組において、放送法第4条や自ら定めた国内番組基準が遵守されず、公正な放送を被告NHKから受信できないという恐れがあるから、原告らは、請求の趣旨記載の判決を求めて、本裁判を提訴するものである。

証拠方法

甲 1 号証 国内番組基準

他は、必要に応じ、追って口頭弁論において提出する。

附属書類

1	甲 1 号証 (写し)	1 通
2	訴状副本	1 通
3	訴訟委任状	3 7 通
4	資格証明書	1 通